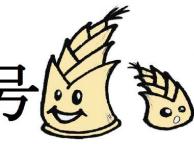


みふね

御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会
ニュースレター
竹ん子の会

第24号
竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798



平成25年7月5日

第11回裁判(口頭弁論)が行われました

御船から大型バスに40名の傍聴者が乗り込み、裁判所へ向かいました。一番大きい101号法廷が満席になり裁判の内容と同じく、充実した時間となりました。

当日の内容のポイントを裏面に掲載しています。



大型バスが登場

第12回裁判(口頭弁論)予定

日時 平成25年9月6日(金) 午後1時15分～

平成25年7月13日

第3回 「竹ん子の会」 総会開催

総会出席者と委任状を合わせて会員半数以上になり、総会が成立しました。

平成24年度事業報告・決算報告、監査報告並びに平成25年度事業計画案・予算案が事務局より提出され満場一致で認められました。また、役員交代年度のため追加議案が提出され、現役員の留任が決まりました。今後とも宜しくお願いいたします。

その後竹バイオマス問題発生から、11回の裁判内容をまとめたDVDの放映がありました。解りやすくまとめておりるのでご覧になりたい方は事務局までお問い合わせ下さい。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにどうすればいいのか」を住民目線で考える



山本町長と別役氏の証人尋問決定！



第11回裁判 町と裁判所のやり取り



町長と町職員2人を証人申請します。

職員2人も必要ですか？発言が重複するのでは？
それから、[REDACTED]は町の証人として申請してください。

職員の訊問は、発言が重複しないように気をつけます。
[REDACTED]氏は町の証人として申請します。

前回(第10回裁判)の裁判で裁判長は「この裁判は主に町が証人申請することになると思う。町側の証人として、最低でも町長と御船竹資源開発の中心人物([REDACTED]氏)の2人は必要と考える」と、見解を述べられました。

しかし、今回の裁判で町は、町長と町職員2人、計3人の証人申請をし、
[REDACTED]氏を証人申請しませんでした。

私たちはこのような場合に備えて、[REDACTED]氏を証人申請していましたが、裁判長が、「[REDACTED]氏は町が証人申請するべきではないのか」などと言われ、裁判長から促される形で、町は[REDACTED]氏を証人申請することになりました。

また、町が職員を2人証人申請したことについて、裁判長は「職員2人も証人尋問が必要なのか？発言が重複するのでは？」などと言われました。

しかし町が「重複しない範囲で証人尋問したい」と主張し結局、職員2人の陳述書(どのような証言をするのかを書いたもの)を8月末までに裁判所に提出しそれを見てだれを証人採用するか次回の裁判で決めることになりました。

また、[REDACTED]氏に関しては陳述書が取れない場合でも、陳述書がないまま証人尋問が行われることになりました。

次回の裁判（9月6日(金)午後1時15分）では、証人尋問の日時、証人尋間にかける時間など、証人尋問の詳細がすべて決まる予定です。

裁判はいよいよ大詰めです！

平成25年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) **賛助会員 一口1,000円(何口でも可)**

会の口座【テバカルの口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで